

『R7年度税制改正大綱(3) エンジェル税制の拡充』

令和5年度の税制改正大綱において、株式譲渡益を元手に創業したスタートアップへの再投資を促す目的で創設されたエンジェル税制。譲渡益が発生した年内に投資を行わなければならなかったが、個人からの資金供給をいっそう促す観点から、譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続き等を前提に投資期間が延長されることとなった。1)エンジェル税制(優遇措置B、プレシード・シード特例)及び



起業特例について繰戻し還付制度を創設し、再投資期間を株式譲渡益発生年の翌年末(最大2年間)までとする。居住者等が、特定株式等を払込みにより取得した場合には、その取得年に生じた特定株式控除未済額があるときは、所轄税務署長に対し、その取得年の前年分の所得税額のうち当該特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求できる。2)投資年の翌年中に特定株式等を譲渡した場合、優遇措置Bを除き、譲渡所得の計算における取得価額が以下のように調整される。特定株式等の譲渡収入ー(特定株式等の取得価額ー本税制の適用を受けた額)。特定株式等の取得価額が20億円を超えた部分は、20億円より控除して計算。また株式譲渡時点で譲渡損失が発生した場合、その年の他の株式譲渡益と翌年以降3年にわたり通算可能となった。

『進む高齢者就業確保に向け 65歳超雇用推進助成金利用を』

厚生労働省は、高齢者の雇用安定に向けた事業主の取り組みを積極的に支援している。高齢者雇用安定法に基づく高齢者の雇用・就業機会の確保の状況等に関する高齢者雇用状況等報告は、毎年事業主から報告を受けており、令和6年の集計結果が昨年12月20日に公表された。

報告によると、努力義務である70歳までの高齢者就業確保措置は、31.9%の企業において実施済みとなった。しかし、依然として多くの企業が、高齢者の雇用確保に課題を抱えている。例えば定年の引き上げや継続雇用制度の導入など、高齢者就業確保措置を実施するためには、賃金や退職金制度を含む人事管理制度の見直し、職業能力開発および向上、職域開発・職場改善など、多岐にわたる条件整備が求められる。特に、少子高齢化が進む現代においては、高齢者の経験や知識を活かすことは、企業の持続的な成長に不可欠であると言える。このような取り組みを支援するため、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では「65歳超雇用推進助成金」を支給している。65歳以上への定年引き上げや高齢者の雇用管理制度の整備など、高齢者の有期契約労働者を無期雇用に転換する措置を講じた事業主が対象となる。支給要件などを確認の上、ぜひ活用されたい。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com